公示送達

磐田都市計画事業磐田市駅北土地区画整理事業の換地処分通知書の送付にかわる公告第８号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による磐田都市計画事業磐田市駅北土地区画整理事業の換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、当該通知の送付にかえてその内容を公告する。

平成26年５月14日

磐田都市計画事業
磐田市駅北土地区画整理事業
施行者　磐田市
代表者　磐田市長　渡部　　修

１　書類を受けるべき者の住所及び氏名
磐田郡中泉町二之宮43番地
寺田　豊藏

２　通知の内容
土地区画整理法第103条第１項の規定による換地処分通知
①　従前の土地
磐田市二之宮字若宮南1688番５
宅地10.08㎡　基準地積10.31㎡
権利価額57,408円
磐田市二之宮字若宮1689番２　畑9.91㎡
基準地積10.14㎡　権利価額56,448円
②　清算金精算額　交付金113,856円
③　土地区画整理法第95条第６項により金銭清算法第104条第１項により消滅

教示

１　この通知について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して60日以内に静岡県知事に対し行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）

２　また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。（なお、処分の通知を受けた日の翌日から６ヶ月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に提起しなければなりません。

なお、別紙明細書は掲載を省略し、それらを静岡県磐田市国府台３番地１磐田市役所掲示場において掲示する。

公示送達

磐田都市計画事業磐田市駅北土地区画整理事業の換地処分通知書の送付にかわる公告第９号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による磐田都市計画事業磐田市駅北土地区画整理事業の換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、当該通知の送付にかえてその内容を公告する。

平成26年５月14日

磐田都市計画事業
磐田市駅北土地区画整理事業
施行者　磐田市
代表者　磐田市長　渡部　　修

１　書類を受けるべき者の住所及び氏名
小笠郡掛川町掛川81番地
神谷　をて

２　通知の内容
土地区画整理法第103条第１項の規定による換地処分通知
①　従前の土地
磐田市二之宮字若宮南1688番８
宅地25.61㎡　基準地積26.20㎡
権利価額412,416円
②　清算金精算額　交付金412,416円
③　土地区画整理法第95条第６項により金銭清算法第104条第１項により消滅

教示

１　この通知について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して60日以内に静岡県知事に対し行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）

２　また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。（なお、処分の通知を受けた日の翌日から６ヶ月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に提起しなければなりません。

なお、別紙明細書は掲載を省略し、それらを静岡県磐田市国府台３番地１磐田市役所掲示場において掲示する。

公示送達

磐田都市計画事業磐田市駅北土地区画整理事業の換地処分通知書の送付にかわる公告第10号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による磐田都市計画事業磐田市駅北土地区画整理事業の換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、当該通知の送付にかえてその内容を公告する。

平成26年５月14日

磐田都市計画事業
磐田市駅北土地区画整理事業
施行者　磐田市
代表者　磐田市長　渡部　　修

１　書類を受けるべき者の住所及び氏名
磐田市中泉151番地
青木　勘吉

２　通知の内容
土地区画整理法第103条第１項の規定による換地処分通知
①　従前の土地
磐田市中泉字東町568番２
公衆用道路10.00㎡　基準地積10.23㎡
権利価額86,400円
②　清算金精算額　交付金86,400円
③　土地区画整理法第95条第６項により金銭清算法第104条第１項により消滅

教示

１　この通知について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して60日以内に静岡県知事に対し行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）

２　また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。（なお、処分の通知を受けた日の翌日から６ヶ月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に提起しなければなりません。

なお、別紙明細書は掲載を省略し、それらを静岡県磐田市国府台３番地１磐田市役所掲示場において掲示する。

公示送達

磐田都市計画事業磐田市駅北土地区画整理事業の換地処分通知書の送付にかわる公告第11号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による磐田都市計画事業磐田市駅北土地区画整理事業の換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、当該通知の送付にかえてその内容を公告する。

平成26年５月14日

磐田都市計画事業
磐田市駅北土地区画整理事業
施行者　磐田市
代表者　磐田市長　渡部　　修

１　書類を受けるべき者の住所及び氏名
磐田市中泉126番地
六條　隆熙

２　通知の内容
土地区画整理法第103条第１項の規定による換地処分通知
①　従前の土地
磐田市中泉字東町509番２
公衆用道路3.30㎡　基準地積3.38㎡
権利価額23,424円
磐田市中泉字東町513番７
公衆用道路198.00㎡　基準地積202.59㎡
権利価額1,439,232円
②　清算金精算額　交付金1,462,656円
③　土地区画整理法第95条第６項により金銭清算法第104条第１項により消滅